告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県北本県土整備事務所におい その関係図面は、 平成三十一年二月十五日から三十日 て一般の縦覧に供する。 間 埼玉県県土整備部道路環

平成三十一年二月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 行田蓮田線

三 道路の区域

	T	ı
新	IΒ	旧 新 別
地先から同地先まで地先から同地先まで		区間
	九・二四~九・三一	敷地の幅員
二四・七〇		(メートル) 長
		備考